

評価書（個票）

法人名	健康保険組合連合会	担当課 (担当課長)	保険局保険課 (保険課長 宮本直樹)
根拠法令等	健康保険法（大正 11 年 4 月 22 日法律第 70 号） 第 150 条、第 151 条、第 184 条、第 188 条、附則 第 2 条・健康保険法施行令（大正 15 年 6 月 30 日 勅令第 243 号）第 65 条～68 条	類 型	特別法人
法人概要	○法人の概要 健康保険組合を会員とする公法人であって、会員たる組合の共同の目的を達成することを目的とする（昭和 18 年 4 月 29 日設立）。		
事務・事業の内容	○事務・事業の内容 ①調査研究事業 ・制度改革のための活動 ・医療費適正化等のための活動 ②施設の運営事業 ・大阪中央病院の運営 ③研修事業 ・健保組合運営のサポート活動 ④健康保険組合事務費補助金交付事業 ⑤広報事業、機関誌・紙発行事業 ・広報事業 ⑥交付金交付事業 ・健保組合間の共同事業の推進 ⑦その他本会の目的を達するに必要とする事業 ・情報提供事業 ※詳細は別紙のとおり		
事務・事業の目的	健康保険組合の健全な発達を期すること。		
関連する政策目標	-		
関連する業績指標	-		
指標の目標値等	-		
法人の事務・事業の実績	○実績（平成 26 年度） ①調査研究事業 4 事業の策定・実施 ②施設の運営事業 健康保険組合連合会大阪中央病院の運営 患者数 入院 32,686 人、外来 109,097 人、ドック・健診 61,926 人 ③研修事業 健康保険組合職員研修会 3 回開催 新任常務理事研修会 1 回開催 新任事務長研修会 1 回開催 ④健康保険組合事務費補助金交付事業 交付額 3,242,029 千円 ⑤広報事業、機関誌・紙発行事業 健康保険 4,800 部 すこやか健保 33,000 部 健保ニュース 4,200 部		

	<p>⑥ 交付金交付事業  高額の医療交付金交付事業 1,395 組合  組合財政支援交付金交付事業 67 組合  (26 年度分 55 組合、25 年度追加分 12 組合)</p> <p>○ 事業収入 (平成 26 年度)  ① 施設の運営事業  医業収入 (健康保険組合連合会大阪中央病院) 5,242,799 千円  ② 研修事業 参加費収入 15,666 千円  ③ 広報事業、機関誌・紙発行事業 機関誌等収入 47,284 千円</p>
国からの補助金等	○ 補助金・委託費等 ※別紙のとおり
法人の事務・事業の見直し状況 (これまでの検証)	<p>各事務・事業の見直しについては、健康保険組合連合会に設置する各事業の委員会において、見直しを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療制度等対策委員会</li> <li>・ 広報委員会</li> <li>・ 交付金交付事業委員会 等</li> </ul>
法人の事務・事業の必要性等・有効性	<p>● 事務・事業の必要性  当該事務・事業は持続性のある医療保険制度の確立を目指すための医療保険制度の改革や医療費適正化及び健康保険組合間の共同事業の推進などに必要な取組であり、健康保険組合の健全な発達を期するために必要である。</p> <p>● 事務・事業の妥当性  当該事務・事業は健康保険組合の健全な発達を期するために健康保険組合の運営サポートを主体的に行っているものであり、妥当である。</p> <p>● 事務・事業の有効性  当該事務・事業は健康保険法等に基づいた事業のほか、健康保険組合の現状を把握し、適切な対応を行うなど健康保険組合の健全な発達を期する等の目的を達成するために効果的である。</p>
法人の事務・事業の執行体制の妥当性	<p>● 事務・事業の実施に関する監督体制の適格性  特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準 (平成 18 年 8 月 15 日閣議決定) に基づき、当課が事務監査を実施し、監督体制の適格性を確認している。</p> <p>● 法人の事務・事業実施主体としての適格性  健康保険法第 184 条に基づき設立された健康保険組合連合会は健康保険法施行令第 65 条に基づく共同事業を行うこととされているなど、事務・事業実施主体として妥当である。</p>
評価結果の総括 (現状分析 (事務・事業の評価) と今後の方向性)	● 当該事務・事業は、健康保険組合の健全な発達を期するために必要なものであることから、引き続き実施するとともに、当該事務・事業を効果的に運営する観点から、健康保険組合連合会が行うこととする。
備考	

○事務・事業の構造等（平成26年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成26年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成26年度決算)		公益法人等への支出 (百万円) (平成26年度)		
			内訳（名称）	（額）	法人名	額	
健康保険組合連 合会	①調査研究事業 ・制度改革のための活動 ・医療費適正化のための活動 <根拠法令等> 規約第4条第1項第1号、同第19条の2、 調査会規程  ②施設の運営事業 ・大阪中央病院の運営 <根拠法令等> 健康保険法第150条（同法第188条）、 規約第4条第1項第2号  ③研修事業 ・健保組合運営のサポート活動 <根拠法令等> 規約第4条第1項第3号  ④健康保険組合事務費補助金交付事業 <根拠法令等> 健康保険法第151条、規約第4条第1項第4号  ⑤広報事業、機関誌・紙発行事業 ・広報事業 <根拠法令等> 規約第4条第1項第5号  ⑥交付金交付事業 ・健保組合間の共同事業の推進 <根拠法令等> 健康保険法附則第2条、 同施行令第65～68条  ⑦その他本会の目的を達するに必要とする 事業 ・情報提供事業	113,202	合計	127,136		104,052	
			国費				
			健康保険組合事務費補助金	3,242	健康保険組合	3,242	
			高齢者医療運営円滑化等補助金	512			
			自己収入	調整保険料(健康保険法附則第2条)及びその他収入	123,382	健康保険組合	100,810

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

※なお、国からの財政支出のうち特別会計からの支出はなかった。（平成26年度決算合計）